

## 公益社団法人名古屋清港会役員報酬に関する規程

平成25年4月1日  
規程第8号  
改正 令和元年6月18日

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第25条の規定に基づき、公益社団法人名古屋清港会の役員（理事及び監事）の報酬の支給に関する事項を定めるものとする。

### (報酬)

第2条 この規程による報酬とは、会務執行に対するものであり、基本給、役員手当、通勤手当とする。

- 2 報酬は生活に必要な有価物の全部若しくは一部が支給され、又はこれが無料で貸与される場合においては、これを報酬の一部として報酬額を調整する。
- 3 会務の遂行上の必要により支給又は貸与される宿舍、食事その他の有価物及び会務について生じた実費弁償は、報酬に含まれない。

### (報酬等の支給)

第3条 常勤の役員には、総会で定めた総額の範囲内において報酬を支給する。

- 2 非常勤の役員には、報酬を支給しない。

### (報酬の支払方法)

第4条 報酬は、月の1日から末日までの期間において公益社団法人名古屋清港会給与規程（平成25年規程第9号。以下「給与規程」という。）が適用される職員と同一の日にその月額の一部を1回に銀行振込の方法により支給する。

- 2 新たに役員となった者には、その日から報酬を支給し、報酬額の変更があったときは、その日から新たに定められた報酬を支給する。
- 3 役員が退職し、又は死亡したときは、その月までの報酬を支給する。

### (報酬の決定基準)

第5条 常勤理事に対する報酬は、別表に定める金額の範囲内において常勤理事ごとに理事会で決定する。

- 2 常勤監事に対する報酬は、別表に定める金額の範囲内において監事の協議によって決

定する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、給与規程第17条の規定を準用する。

第7条 削除

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な事項は理事会の承認を得て会長が定める。

附 則

この規程は、公益社団法人名古屋清港会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月18日から施行する。ただし、施行日の前日現に改正前のこの規程の適用を受けていた役員については、令和元年6月1日から適用する。

<別表>

	報酬の種類	金額
理事 (常勤)	年間総額	8,000,000 円/年
	内訳	
	基本給 (月額)	565,000 円/月
	役員手当 (月額)	100,000 円/月
監事 (常勤)	年間総額	6,000,000 円/年
	内訳	
	基本給 (月額)	425,000 円/月
	役員手当 (月額)	75,000 円/月

※常勤の役員一人当たりに対して支給する報酬の上限額